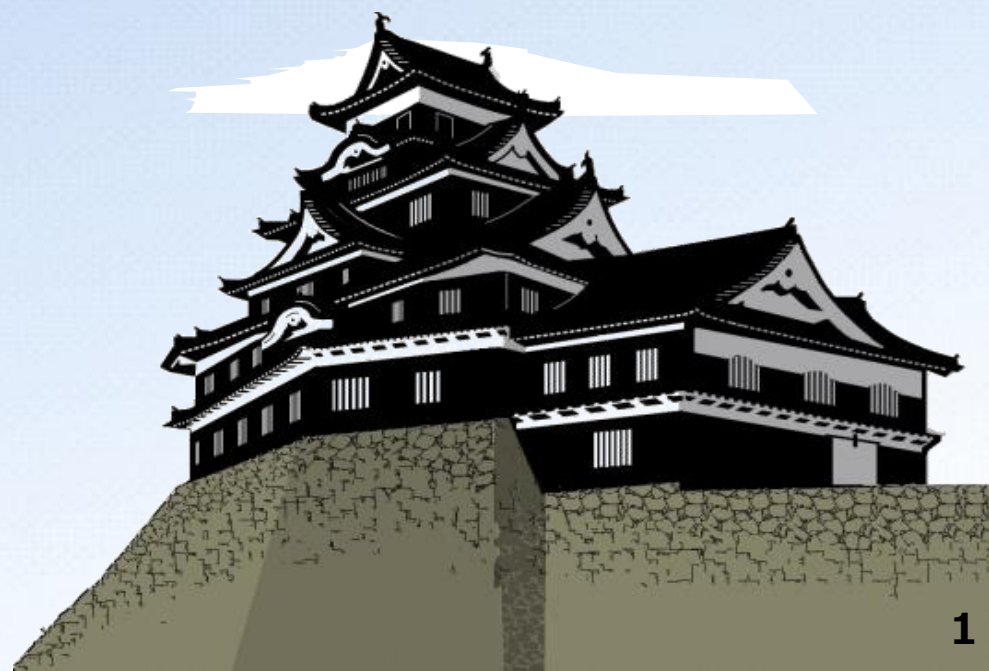


令和5年度 岡山市の総合相談支援体制づくり (重層的支援体制整備事業) について

岡山市 保健福祉局 保健福祉部
保健福祉企画総務課



岡山市の概要

- 平成21年4月1日、全国で18番目の政令指定都市に移行。
- 中国地方で広島市に次ぐ2番目の都市
- 人口：約70万人（政令市19位/20市）
- 市域面積：789.95km²（政令市6位。東京23区の1.3倍、大阪市の3.5倍）

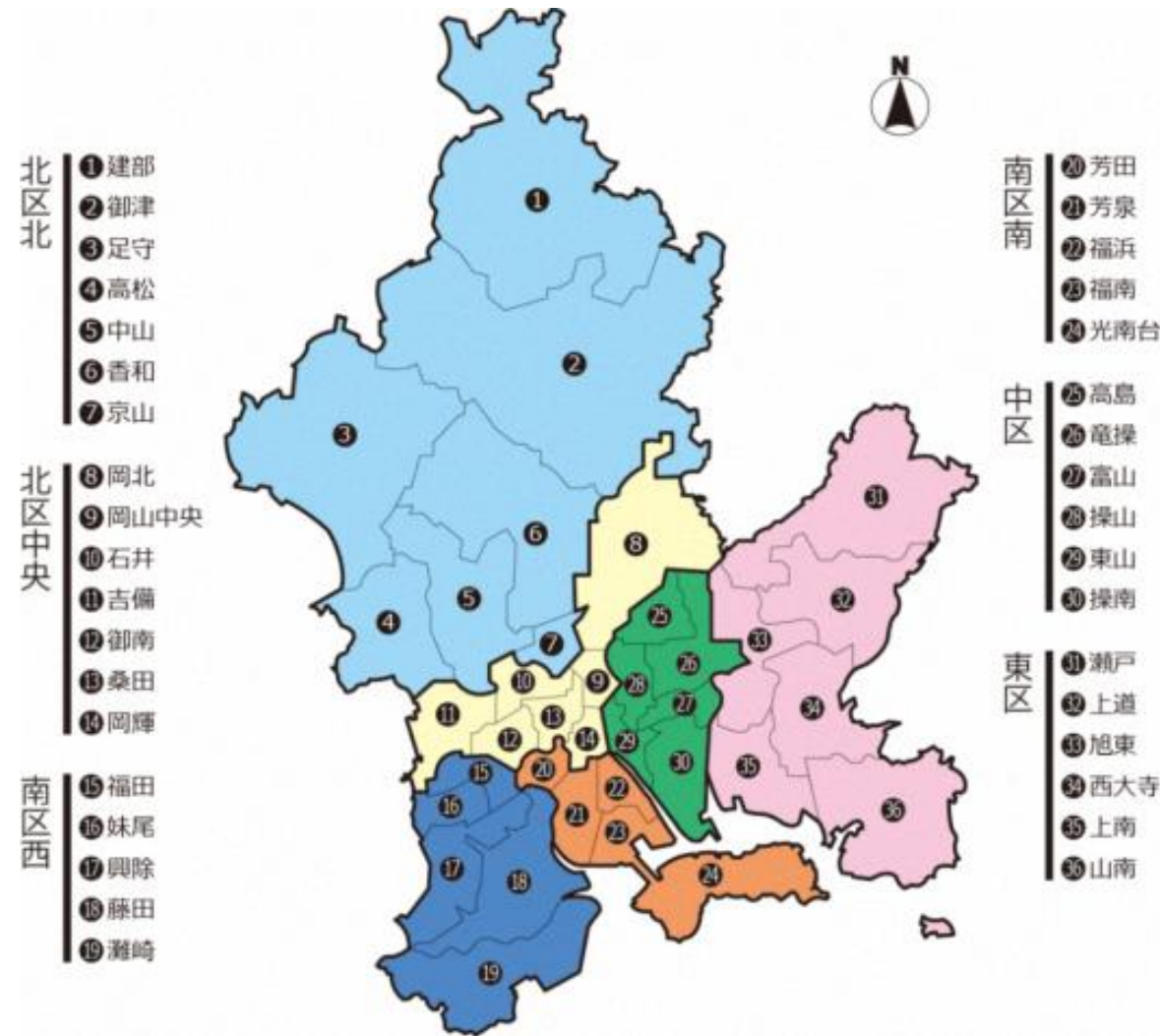


住民基本台帳人口
(令和5年5月末現在)

	岡山市計
人口	699,698
世帯数	339,312
65歳以上人口	188,343
高齢化率	26.9%

岡山市の窓口・相談機関について

- 相談機関は各制度の圏域や各自治体の状況に応じて設置している。
- 岡山市では福社区を定め、福社区毎に保健センター、福祉事務所、地域包括支援センターなどの相談機関を設置している。



○行政区：4区
⇒区役所

○福社区：6区
⇒保健センター、福祉事務所、
地域包括支援センター

○中学校区：36区
⇒一部地域包括支援センターを
設置（10カ所）

○小学校区：96区

※成年後見センター：1カ所
（市保健福祉会館内（市役所隣））

岡山市の総合相談支援体制づくりについて

考え方

圏域

- 岡山市では中学校区、福社区など様々な圏域がある中で各相談機関が点在
- 各相談機関は圏域をベースに支援を実施している。
⇒制度によって圏域が異なる中、ワンストップ窓口を作ることは困難

専門性

- 各相談機関は制度をベースとした専門性で支援を実施
⇒専門性をタテに専門外は手をつけず、押しつけ合い、たらいまわしが発生する
- 利用者目線ではない局所的なアセスメントをしてしまう。
⇒相談機関は自分たちの所管のサービスのみを利用者に提案することから、複数の相談機関が関わる場合、利用者が何を優先すべきか判断できない、といったことが起きる。



方向性

ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、それぞれの相談機関が連動する体制を作る。

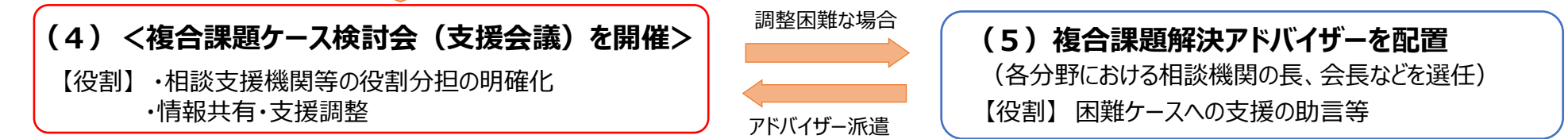
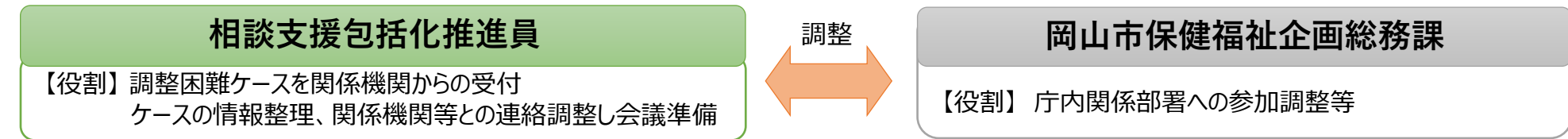
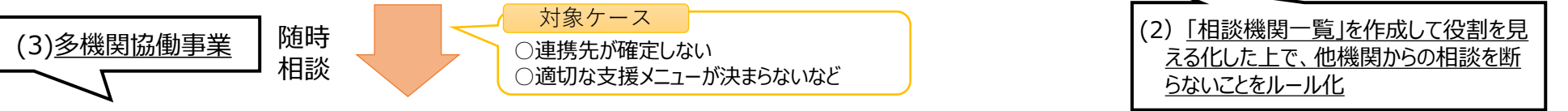
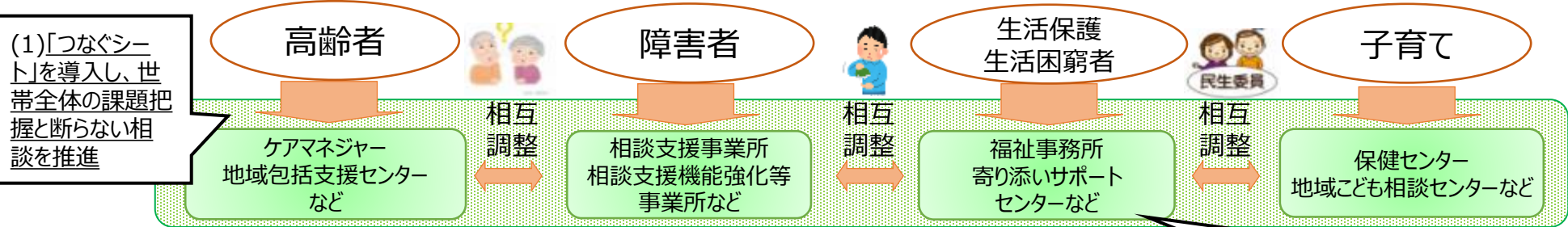


どの相談機関に市民が相談しても、保健・福祉が連動したサービスを漏れなく提供する体制づくりを推進

複合課題を解決するまでの流れ（総合相談支援体制）

- ・ワンストップ窓口を作るのではなく、様々な相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性をいかながら、それぞれの相談機関が連動する体制を推進。
- ・複数の制度に基づくサービスの組み合わせを調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制



多機関による連動した支援の実施

複合課題ケース検討会（支援会議）の様子（例）

○関係機関20名が参加。

○それぞれの情報を持ち寄り、世帯全体の支援方針についてチームで検討



(1) つなぐシート（複合課題チェックシート）

(表)

つなぐシート ver.2018.10.1

受付日	年 月 日	受付機関	
			(受付者:)

■基本情報

相 談 者			
ふりがな		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
氏名	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 (歳)	
住所	〒 - 岡山市 区		
電話	自宅 () -	携帯	() -

■お困りごとの内容

ご相談されたい内容に○をおつけください。複数ある場合は、一番お困りのことに◎をおつけください。

病気・医療のこと	こころの問題(メンタルヘルス)
介護のこと	障害のこと
子育てのこと	収入・仕事のこと
支出・滞納・借金	住まいのこと
DV・虐待のこと	権利擁護(後見制度など)
健康のこと	その他(下欄へ詳細記入)

■世帯構成 世帯人数()名

氏名	年齢	続柄	備考

【Point 1】
世帯全体の課題を漏れなく把握するため、困りごとの有無をチェックする欄を設ける

(裏)

※相談機関既存のシートでアセスメントが完了している場合は、このシート面の記入は不要ですが、代わりにその写しを添付してください。

世帯の生活状況	
	※家族関係図(ジェノグラム)

既に支援に入っている機関(把握可能な範囲で記入)

	支援内容

【 Point 2】
異なる相談機関との情報共有をスムーズに行うため、本人署名（同意）欄を設ける
※同意がなくとも、複合課題ケース検討会を社会福祉法及び生活困窮者自立支援法に基づく「支援会議」に位置付けることで積極的な情報共有を実施

■紹介先

機関名	相談内容(紹介する理由)

■円滑な相談支援につなぐため、私の相談内容を必要となる関係機関(者)と情報共有し、併せて同意します。

年 月 日 本人署名

(2) 相談機関一覧

相談機関一覧

※ ★は各分野で相談先の判断に迷った場合に連絡する機関。

R4年度版

相談項目	No.	相談内容	機関名	担当者名		所在地	電話番号 (086)	内線	受付時間
				主	副				
病気・医療について	★ 1	在宅医療に関すること(かかりつけ医の紹介、主に医療関係者からの相談)	地域ケア総合推進センター	奥山	-	北区北長瀬表町二丁目17-80	242-3135	-	平日 8:30~17:15
	2	医療に関する苦情、心配事の相談	保健所総務課	坂本	小西	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1254	5217	平日 8:30~17:15
	3	予防接種、感染症予防、エイズに関する相談	保健所感染症対策課感染症対策係	石原	-	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1262	5230	平日 8:30~17:15
	4	難病に関する医療受給者証の申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	柿本	村上	北区鹿田町一丁目1-1 2F	803-1271	5239	平日 8:30~17:15
こころの問題(メンタルヘルス)について	★ 6	こころの問題(メンタルヘルス)について		<別紙>	<別紙>	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
	7	精神		佐藤	妹尾	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1273	5443、5444	平日 8:30~17:15
介護について	★ 8	高齢者(認知症、虐待など含む)	地域ケア総合推進センター	<別紙>	<別紙>	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:00
	9	介護保険の申請	各福祉事務所	<別紙>	<別紙>	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
	10	介護保険サービスの利用に関すること	介護保険課	吉本	宮原	北区鹿田町一丁目1-1 7F	803-1240 803-1241	5782	平日 8:30~17:15
障害について	★ 11	障害者の一般相談支援(福祉サービスの利用に関する相談等)	相談支援機能強化事業所	<別紙>	<別紙>	<別紙>	<別紙>		<別紙>
	12	介護保険の申請(急病など除く)				<別紙>	<別紙>		<別紙>
	13	障害者虐待(身体的虐待、医療的ケア児の相談)			平松	北区平田407	259-5301	-	平日 8:30~17:15
	14	多障害や早期専門的に関すること				<別紙>	<別紙>		<別紙>
	15	障害者の居場所(創作)				<別紙>	<別紙>		<別紙>
	16	身体・知的障害に係る				<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
	17	身体障害に係る専門的な相談(身体障害者手帳、補装具、更生医療)	障害者更生相談所	長江	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1248	5421	平日 8:30~17:15
	18	知的障害に係る専門的な相談(療育手帳)	障害者更生相談所	安田	-	北区鹿田町一丁目1-1 4F	803-1247	5424	平日 8:30~17:15
	19	精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院医療)の申請、精神障害者の障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域生活支援事業利用の申請に関する相談	各保健センター	<別紙>	<別紙>	<別紙>	<別紙>		平日 8:30~17:15
	20	精神障害者の日常生活用具給付に関する相談	健康づくり課精神保健係	木本	石原				15
21	難病患者の日常生活用具給付・障害福祉サービスの申請に関する相談	健康づくり課特定疾病係	柿本	村上				15	
22	精神保健福祉に関する相談のうち、複雑又は困難なもの	こころの健康センター	佐藤	妹尾				15	
23	発達障害に関する相談	発達障害者支援センター	磯山	松本				15	

【 Point 1 】
分野ごとに相談機関を整理し、役割が見える化

【 Point 2 】
各分野において、つなぎ先が判断できない場合の相談窓口を★印で明確化

【 Point 3 】
相談者を適切な相談機関に確実につなげるため、各相談機関の担当者名を明記

(3) 相談支援包括化推進員の配置（多機関協働事業）

○実施方法 社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会へ委託

○実施体制 相談支援包括化推進員 4名（R4～：1名増員）

（1名：社会福祉士兼精神保健福祉士 1名：精神保健福祉士 2名：社会福祉主事）

相談支援包括化推進員の役割

1. 各相談機関から得られる情報を整理し、世帯全体の課題を見える化
2. 複合課題ケース検討会の準備と開催（相談機関との連絡調整や支援プランの作成など）
3. 適切な支援が導入されるまでモニタリングを行い、進捗管理
4. 当面の支援の見通しがつき、支援機関同士で合意形成、一定期間モニタリングの後に相談支援包括化推進員の支援は終了（新たな課題があれば、支援体制の組み直し）
5. 就労や通いの場などへのつなぎを実施

ポイント

- 市民からの直接の相談は受けず、相談機関からの相談を受け付ける
- 個別ケースを直接支援するのではなく、相談機関を後方支援する位置づけ
- 相談機関の役割分担が決まるまでは主体的に動き、決まった後は相談機関と共にケース管理を実施
- 役割分担は主管課である保健福祉企画総務課が最終的に決定

(4) 複合課題解決アドバイザー

- 各分野における相談機関の長（センター長など）を複合課題解決アドバイザーとして選任。
- 複合課題解決アドバイザーは、困難ケースの対応方針についての助言・指導を行う役割を担う。

分野	所属	職	備考
医療	岡山市保健所	所長	医師
	岡山市保健福祉局保健福祉部医療政策推進課 地域ケア総合推進センター	所長	保健師
高齢者福祉	岡山市地域包括支援センター	総センター長	保健師
障害福祉	岡山市障害者基幹相談支援センター	センター長	社会福祉士、精神保健福祉士、主任相談支援 専門員、介護支援専門員
障害福祉・ 生活困窮	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	部長	
保健	岡山市保健福祉局保健所健康づくり課	課長	保健師
精神保健	岡山市保健福祉局保健所健康づくり課	精神保健担当課長	保健師
福祉サービス・ 生活保護	岡山市保健福祉局障害・生活福祉部	参事（北区中央福祉事務所長）	
児童福祉	岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 こども総合相談所	参事（こども総合相談所長）	臨床心理士、公認心理師
	岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 こども福祉課	主幹	元障害・生活福祉部長、元こども総合相談所長
	岡山市岡山っ子育成局子育て支援部 岡山市発達障害者支援センター	所長	保健師
生活困窮	岡山市社会福祉協議会生活支援課 寄り添いサポートセンター	室長	社会福祉士
地域福祉	岡山市社会福祉協議会地域福祉課	課長	社会福祉士

重層的支援体制整備事業移行への経過

総合相談支援体制づくりを通じて見えてきた課題

※関係機関へのアンケート調査を実施（R3）

- 複合課題を抱える世帯への支援について、本人が有する特定の個別課題には対応できているが、福祉サービス導入後の地域とのつながりや関係性は不足。
- 複合課題ケース検討会後のモニタリングや方針確認、進捗状況把握の場がなく、役割を担う機関の負担が増加。
- 制度の狭間にあるケース（診断名がなく社会適応できずにいる状況など）の支援者としてのアウトリーチが不足。

支援の方向性

①福祉的な課題への支援

- ・本人の属性や本人が抱える課題に対応するための支援
- ・専門職による伴走型支援

②社会とのつながり支援

- ・地域や社会へのつながりや社会参加に向けた支援
- ・地域住民が出会い、お互いを知る場や学び合う機会を通じて地域住民同士で気にかけて合う関係性を育む

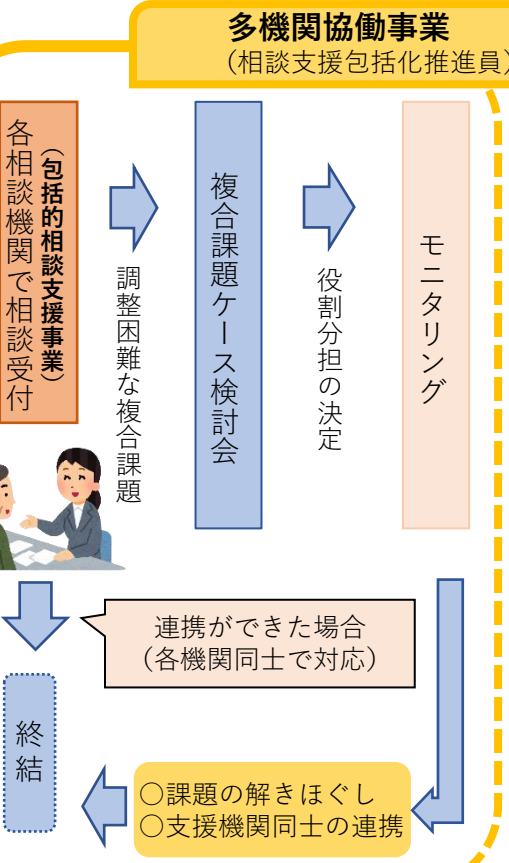
地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する、より包括的な支援体制を構築するため、相談支援、社会参加への支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する
「重層的支援体制整備事業」の取り組みを開始（R4年度～）

新たな総合相談支援体制づくり（重層的支援体制整備事業のイメージ）

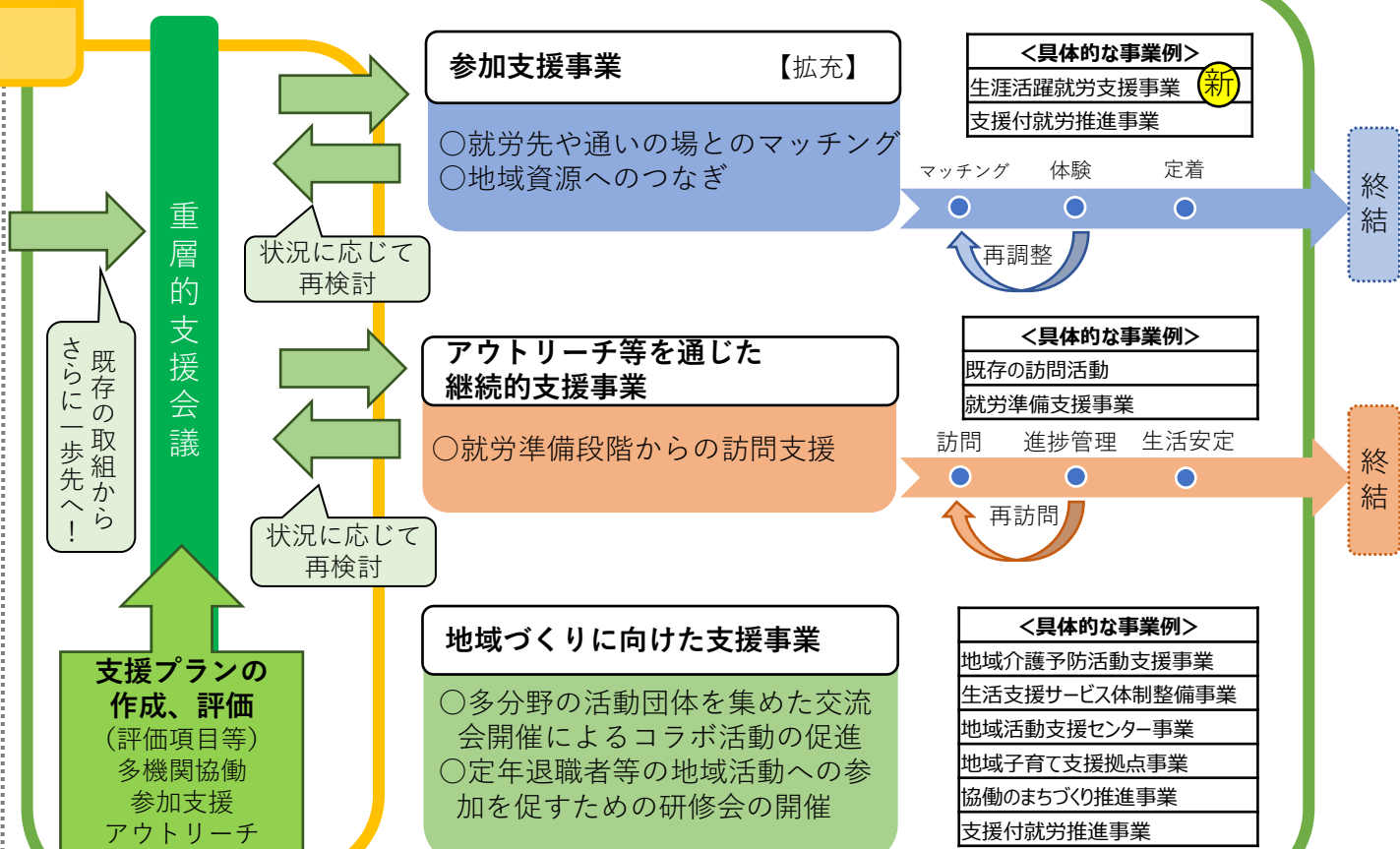
複雑・複合課題を抱えた市民に対して、市の関係課・相談機関が連動して支援を行う ①福祉的な課題への支援
に加え、就労や通いの場など ②社会とのつながりが定着するまでの支援 を実施

重層的支援体制整備事業

① 福祉的な課題への支援



② 社会とのつながり支援



重層的支援体制整備事業（岡山市の実施事業）

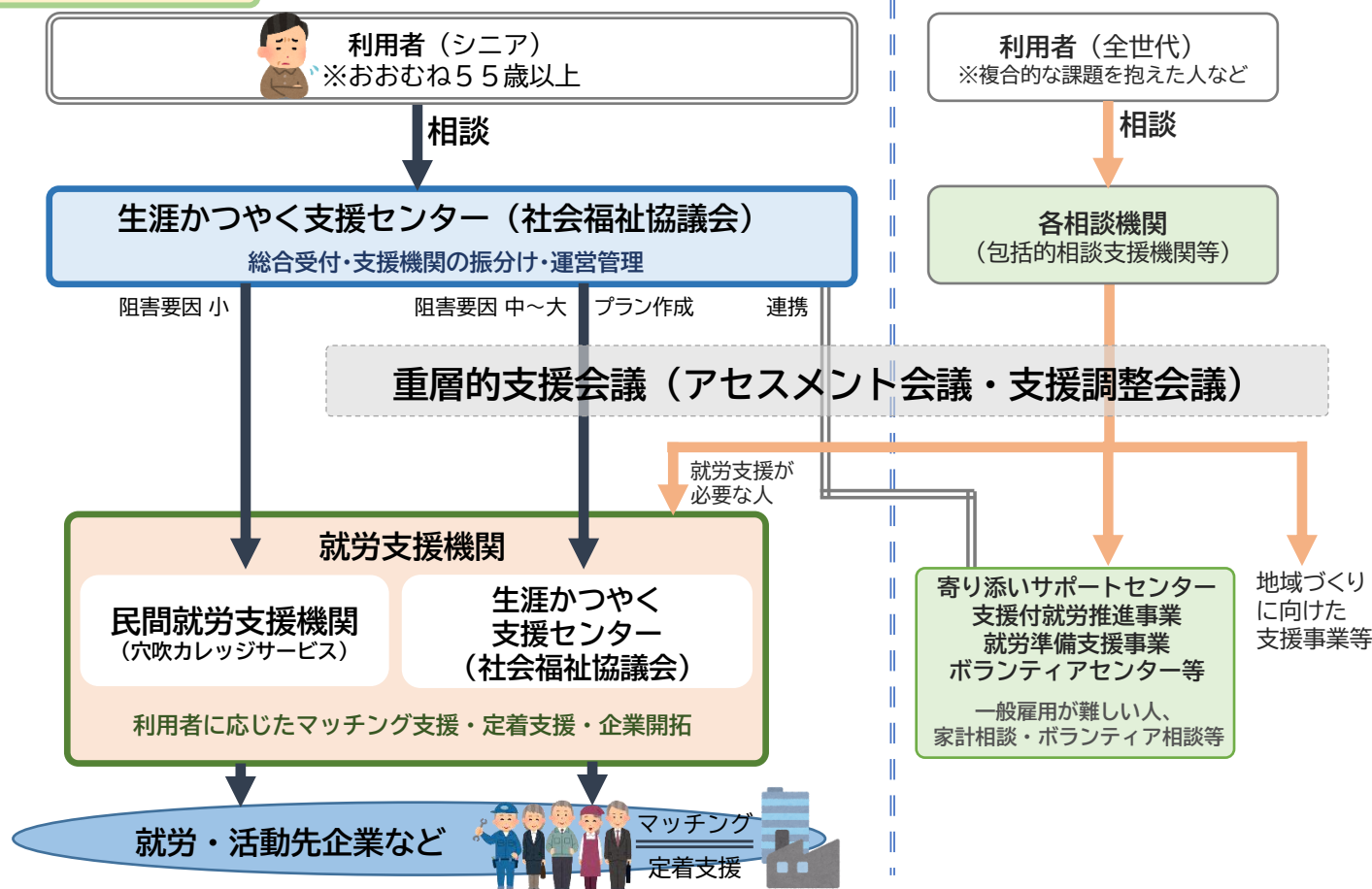
保健福祉局、岡山っ子育成局などの**分野を越えた関係課**が、重層的支援体制整備事業の意義や考え方の共通認識を持ち、**断らない相談支援、社会参加への支援、地域づくりに向けた支援**の取組を**一体的に実施**。

機能		対象事業	岡山市事業名（小事業名）	実施主体	担当課名	
第1号	イ	包括的相談支援事業	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター運営費（重層）（特）	委託	地域包括ケア推進課
	ロ		障害者相談支援事業	地域生活支援事業費（重層）（特）	委託 補助	障害福祉課
	ハ		利用者支援事業	保育利用者支援関係事務費（重層）（特）	直営	就園管理課
				妊産婦相談支援事業（重層）（特）	直営	保健管理課
ニ	自立相談支援事業	生活困窮者等支援事業（重層）（特）	委託	生活保護・自立支援課		
第2号	参加支援事業	参加支援事業	生活困窮者等支援事業（重層）（特）	委託	生活保護・自立支援課	
第3号	イ	地域介護予防活動支援事業	介護予防センター事業費（重層）（特）	委託	地域包括ケア推進課	
			健康教育事業費（重層）（特）	直営	保健管理課	
			総合特区高齢者活躍推進事業費（重層）（特）	直営 （一部委託）	医療政策推進課	
	ロ	生活支援体制整備事業	生活支援サービス体制整備事業費（重層）（特）	委託	地域包括ケア推進課	
	ハ	地域活動支援センター事業	地域生活支援事業費（重層）（特）	補助	障害福祉課	
	ニ	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点事業（重層）（特）	委託 直営	地域子育て支援課	
	地域づくり事業	生活困窮者等支援事業（重層）（特）	委託	生活保護・自立支援課		
協働のまちづくり推進事業費		直営	市民協働企画総務課			
まちづくり推進事業費		直営	市民協働企画総務課			
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	生活困窮者等支援事業（重層）（特）	委託	生活保護・自立支援課	
第5号 第6号	多機関協働事業、支援プランの作成	多機関協働事業	地域共生社会推進事業費（重層）（特）	委託	保健福祉企画総務課	

事業概要

- 高年齢者（シニア）が社会で役割を持ち、生きがいを持って活躍ができるよう就労支援を実施
- 社会福祉協議会と民間就労支援機関（R5：穴吹カレッジサービス）1社で支援
- 生涯かつやく支援センターを窓口を受付・登録を行い、支援機関は**利用者の健康状態やニーズに応じて、企業に対して業務の切り分けなどの調整や働きやすい職場づくり**に理解を求めながら就労先とのマッチングを行う。就労後も定着支援を実施
- 労働条件の調整などで比較的**就労につながりやすい人は民間機関が、就労以外にも生活全体の支援が必要な人には社協が対応**
- R5から重層的支援体制整備事業の参加支援事業に位置付け**
シニアに加えて、複合的な課題を抱えた人などで就労支援が必要な人も対応

事業イメージ



<ポイント>

- 社会とのつながりが**必要な人**について、**企業等とのマッチングによるつながりを創出する**
- 複合的な課題を抱えている人や通常の就労支援では対応困難なケースについては、**プランを作成し、より丁寧な支援を実施**
- 重層的アセスメント会議、重層的支援調整会議を毎月開催し、**課題共有・プラン検討、進捗管理を徹底**
- 支援関係機関との**確実な連携**



企業・団体の方

求職者とのマッチングの流れ

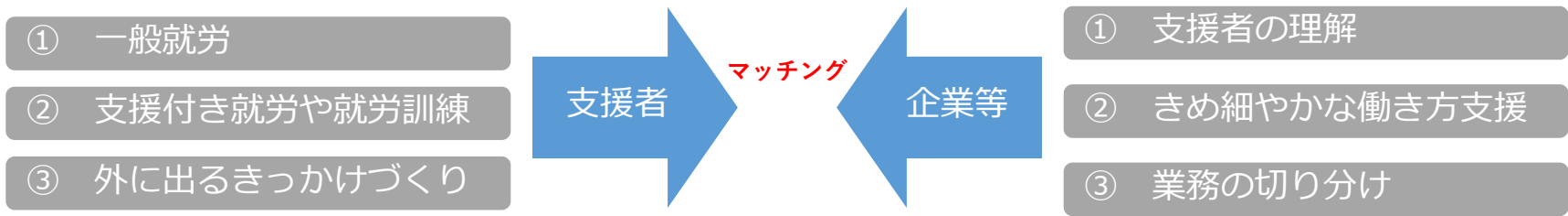
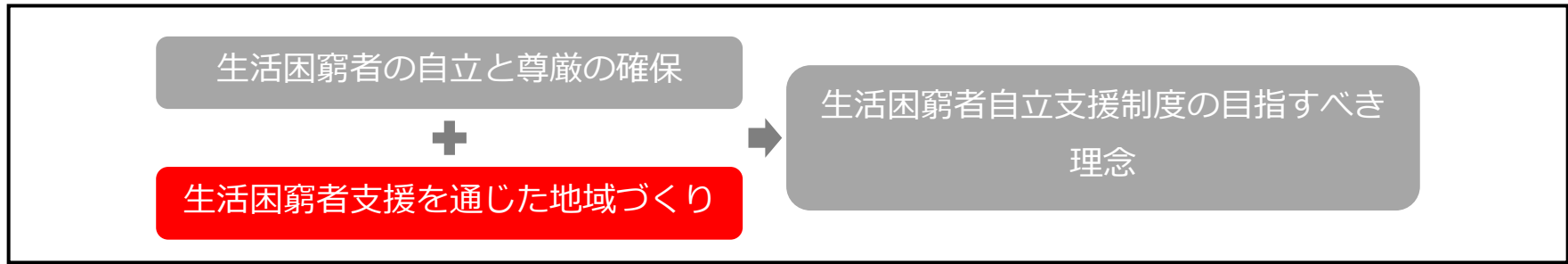
- 1 お問い合わせ
- 2 求人申込書・企業参加同意書提出
- 3 求人情報提出
- 4 マッチング
- 5 面接・仕事体験受け入れ (希望者のみ)
- 6 受け入れ決定
- 7 アフターフォロー

利用者

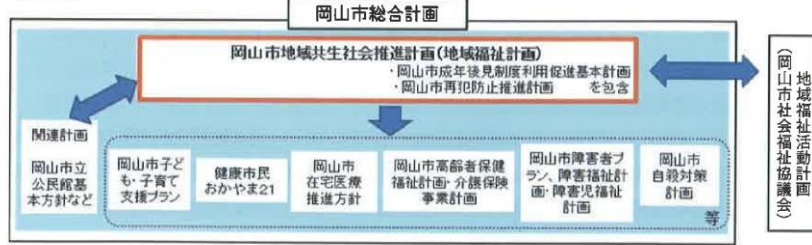
企業・団体に働くまでの流れ

- 1 相談予約
- 2 面談・登録
- 3 セカンドキャリア提案
- 4 就労・活動先との仲介
- 5 就労・活動支援
- 6 定着サポート

岡山市生活困窮者のための地域づくりとは



(図1)



3. 誰もが生涯現役で活躍できる社会をつくる

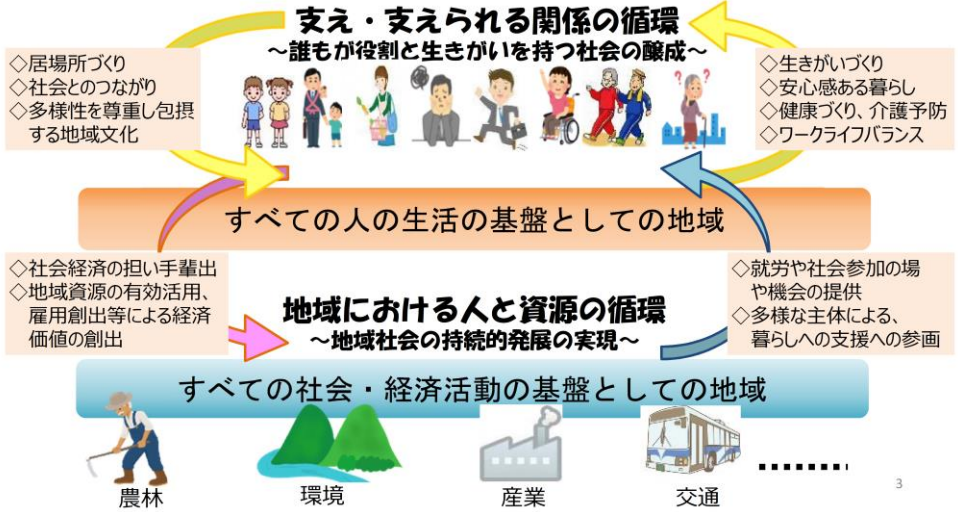
- (1) 目指すべき社会
- 高齢者も若者も、女性も男性も、難病や障害がある人も、誰もが地域や社会で役割を持って活躍することができる。
 - 子どもたちの誰もが、家庭の経済状況に関わらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができる。
 - 高齢者・障害者・生活困窮者・ひとり親家庭の人などが就労や社会参加に結び付くためには、一人ひとりの環境や個人の能力により①一般就労、②支援付き就労や就労訓練、③外に出るきっかけづくり、といった状況に応じた選択ができることが重要です。加えて、企業側は、①支援が必要な対象者への理解、②きめ細やかな働き方支援、③個人の状況に応じた業務の切り分け、といったことが求められ、双方の支援を組み合わせることにより一人ひとりの活躍の場が開けます。このため、企業との丁寧なマッチングや就職後の職場でのサポート、新たな就職先・雇用形態の開拓などを実施することで、一人ひとりの状況に応じた就労・社会参加を促進します。合わせて、子育てをしているひとり親家庭など、一人ひとりのライフスタイルに合わせた就労ができるよう、企業の働き方改革を支援します。【地域包括ケア推進課、高齢者福祉課、障害福祉課、生活保護・自立支援課、こども福祉課、発達障害者支援センター、産業振興・雇用推進課】

岡山市地域共生社会推進計画
(地域福祉計画)
改訂版

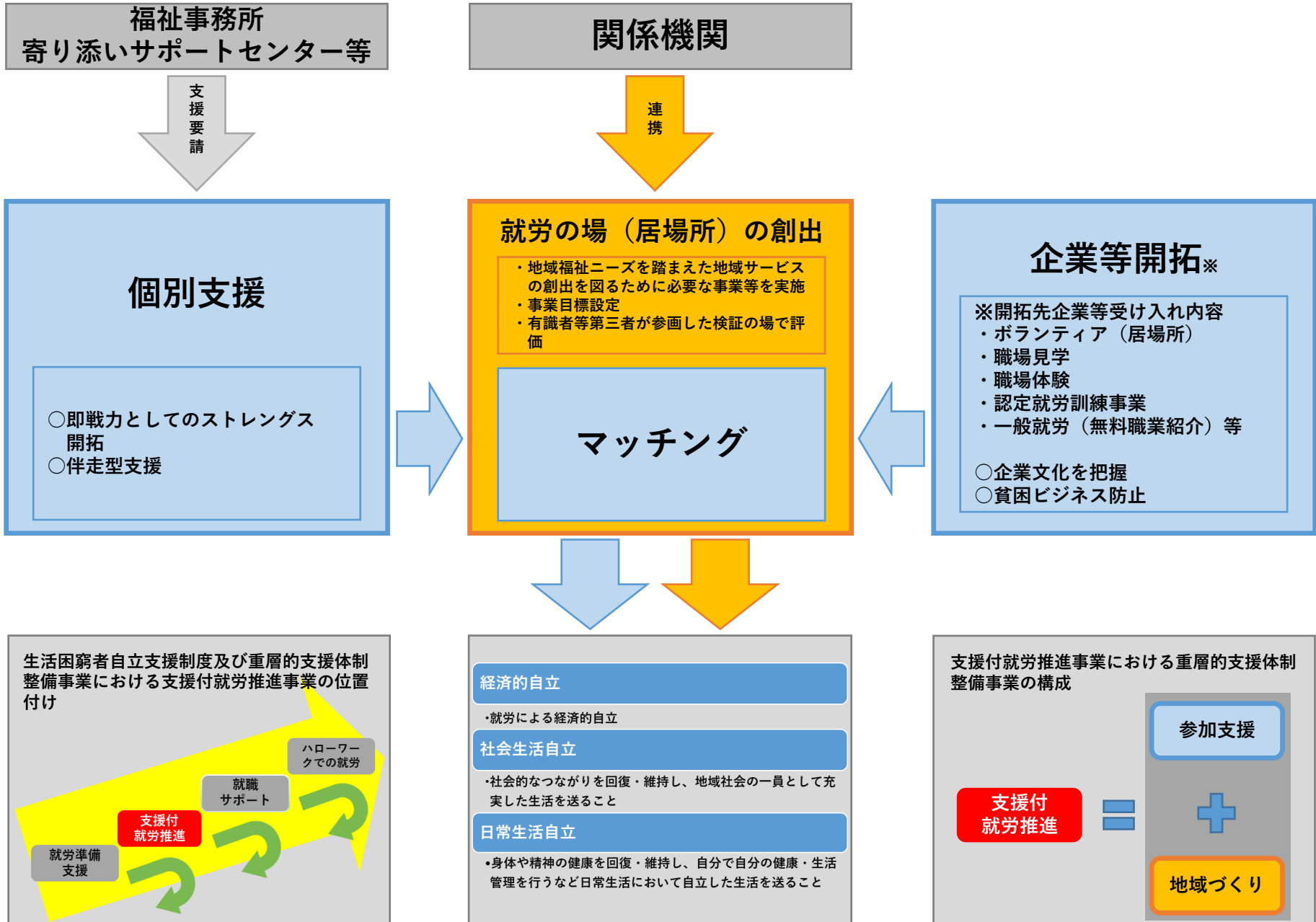
2021年3月
岡山市

地域共生社会とは

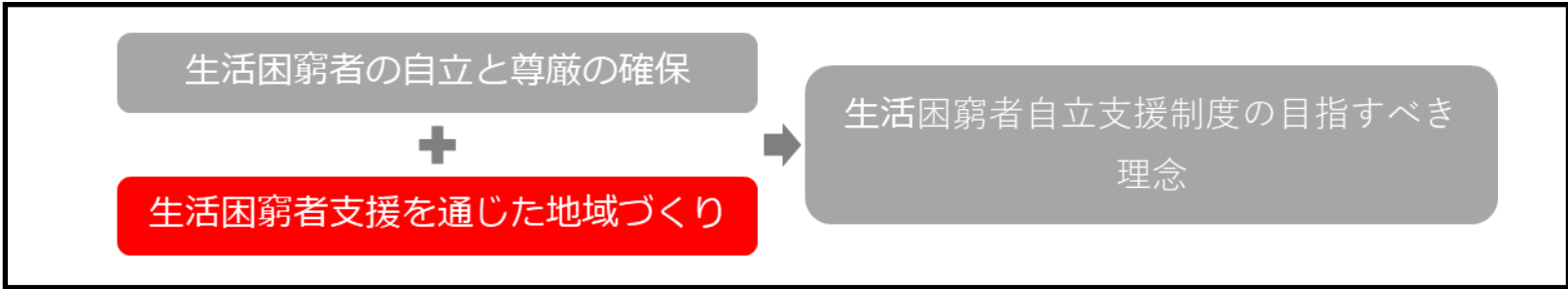
◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会



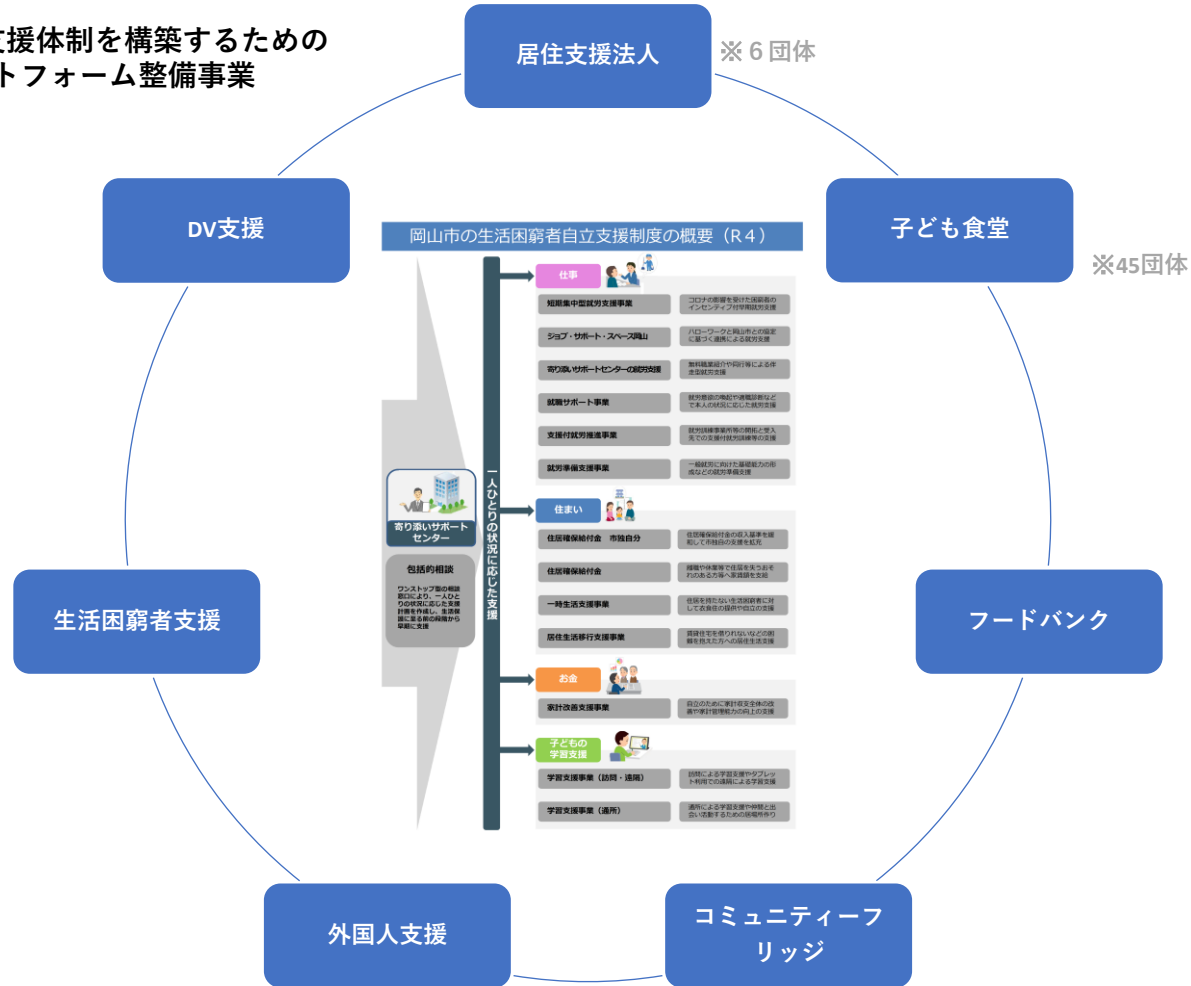
課題解決に向けた岡山市支援付就労推進事業の位置付け



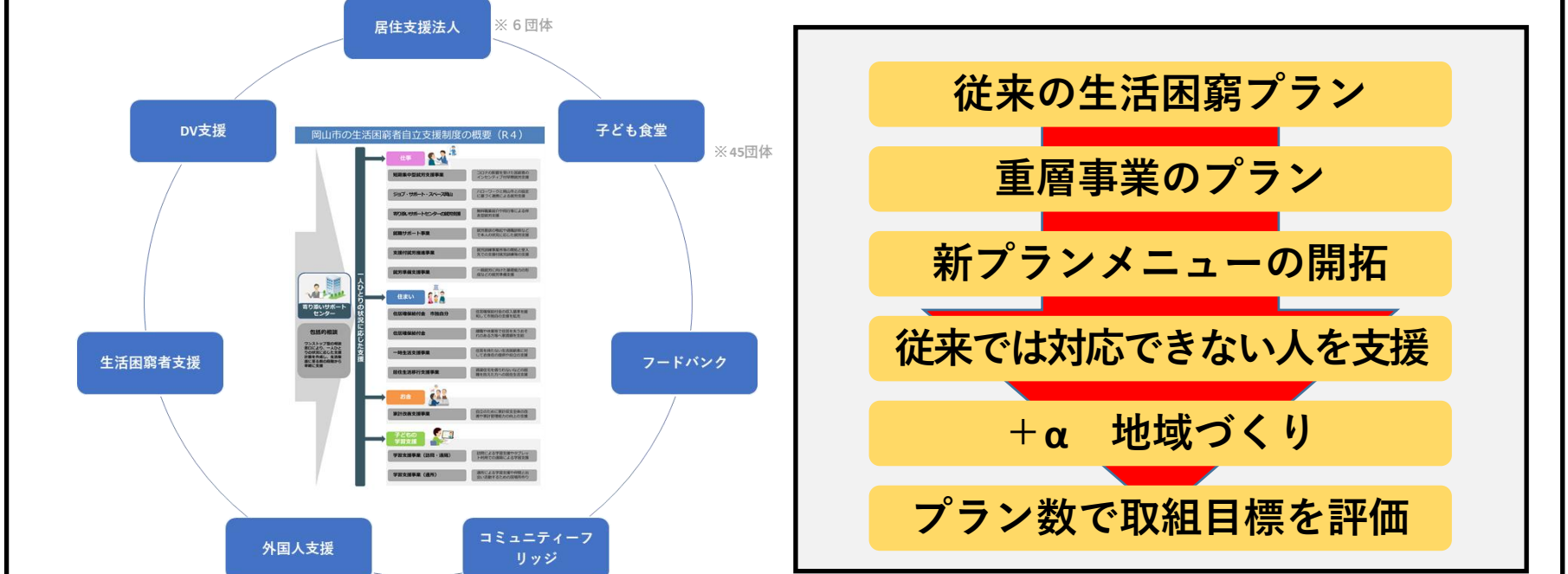
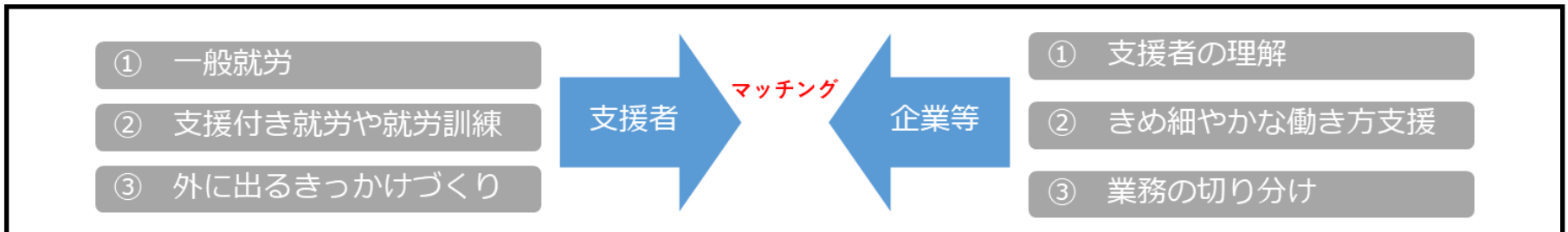
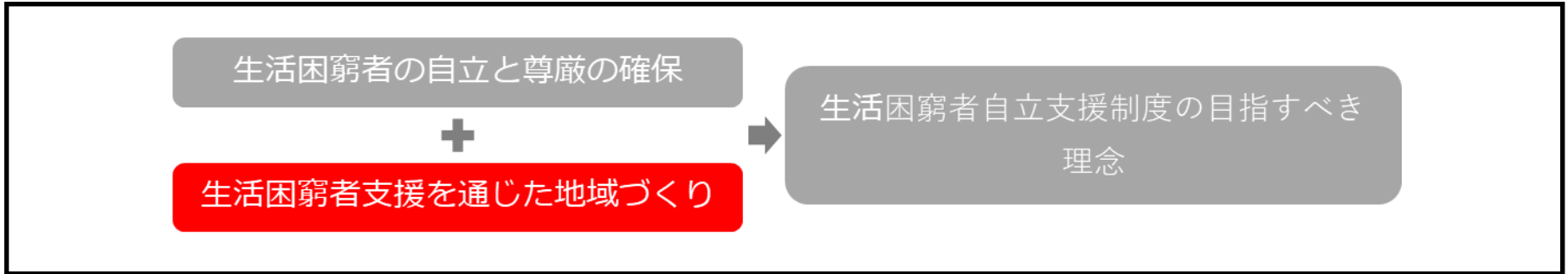
令和5年度の今後の取り組み



生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備事業



取組目標の考え方



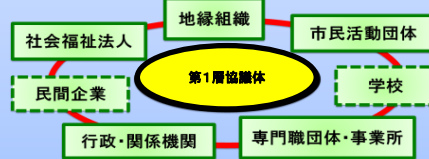
地域づくりの支援体制を強化

第1層生活支援コーディネーター6名配置
 第2層生活支援コーディネーター14名配置
 (岡山市社会福祉協議会に委託)

- 支え合い・助け合い活動を広める(創出・充実、拡大とネットワーク化)

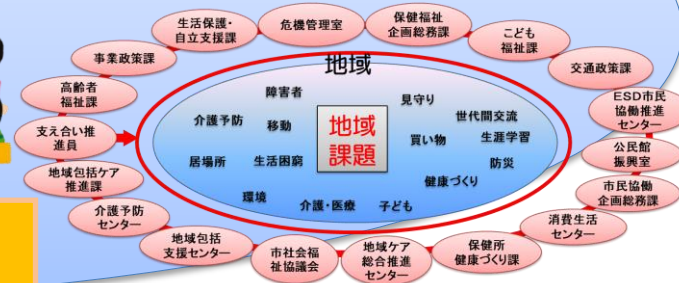
第1層協議体(福祉区)

● 多様な関係主体間において、地域ニーズ等の情報共有を行い、連携・協働により、支え合い、助け合い活動を推進する



地域づくり関係部署・機関ネットワーク

- 連携の場を設置(全市(おさかな会議)・福祉区・小中学校区単位で実施)



地域づくりのお手伝い

普及啓発

- フォーラムや地域へ出向いて勉強会の開催

情報収集・提供

- 支え合い通信、活動事例集の発行
- 地域資源の情報提供

機運醸成

- 交流会の開催

担い手の掘り起し

- 生活・介護支援サポーター養成
- フォローアップ講座

支え合いの地域づくり

話し合いの場づくり

- 身近な地域で支え合いの仕組みづくりについて地域住民や各種団体等が話し合い実践する場である地域支え合い推進会議の設置



見守り活動

- 声かけ訪問

居場所・通いの場づくり

- 介護予防ができる「通いの場」
- 高齢者が互いに支え合う「居場所」

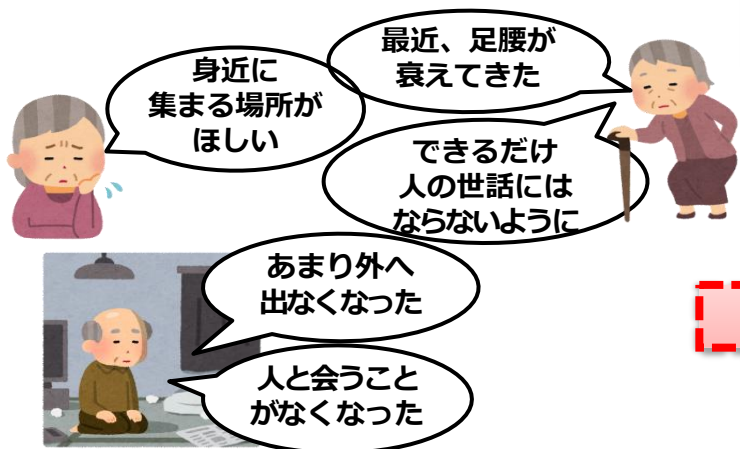
支え合い・困りごと支援

- 生活支援



話し合いをすることにより、地域での足りない活動や困っている人の支援など、地域の実情に応じた取り組みを創り出していく。

「もっと元気になりたい！」



【実施のための条件】
週1回体操を続けるぞ！
5名以上仲間が集まった！



※体操ができる場所とイス、DVDの再生機が必要

介護予防センターへ連絡

講座を出前（3回）



- ・センターの専門職が出向き、体操のポイント解説や講話を行う
- ・体操のDVDや資料を提供

あっ晴れ！
もも太郎体操

体操を続けていくための支援

- 翌年からは、**年2回**まで、介護予防センターの職員が出向き、**体力測定や講話**を行う
- 年1回、取り組み団体の**全体交流会・地区別交流会**を開催
- 体操の運営等介護予防に関する**サポーターを養成**し、必要な団体に派遣（サポーターのフォローアップ研修も実施）

団体数421
(R5.4時点)

集いの場で体操の実施



- ・自分たちで、DVDを見ながら体操
- ・体操だけでなく、茶話会や食事会なども合わせて行くと、より楽しい集いの場に…